

企画提案仕様書

1 業務の名称

沖縄県総合運動公園水泳場改築に係る基本計画策定及び PPP/PFI 導入可能性調査業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

令和 16 年に本県で開催予定の第 88 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 33 回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に向けて、国スポの施設基準を満たす水泳場の整備が必要となっている。

令和 7 年度に実施した県有施設等詳細調査を踏まえ、運用開始から 39 年が経過し、老朽化している沖縄県総合運動公園水泳場を再整備し、日本水泳連盟国内 AA 公認基準に準拠し、バリアフリーに対応した屋内水泳場を整備することとしている。

本事業では、沖縄県総合運動公園屋内プールの基本計画を策定し、整備着手に向けた法手続きのための支援を行うとともに、民間事業者との対話（サウンディング型市場調査）などにより、PPP/PFI 導入による整備等の可能性を検証し、適切な事業手法を見出すことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 基本計画（案）の作成に係る支援

次のア～ケについての業務を実施する。なお概略図は本事業推進において、国庫調整や公園整備計画等の調整に必要となることが想定されることを念頭に作成する。

ア 整備方針の検討

過年度までの調査結果を踏まえ、設置を計画するプール及び関連施設の整備方針を検討する。

検討にあたっては、近隣住民、施設利用者、利用団体等のニーズを把握し考慮する。

また、上位計画、法規制等を調査し、本業務推進において必要となる諸条件を整理する。

イ 必要機能・規模の検討

本事業で検討するプール及び付帯施設について想定される機能を整理する。検討においては、事業対象地及びその周辺の敷地条件について整理し、建物の各機能・各諸室における必要面積や必要設備スペックなど設計諸元となる事項について整理する。

ウ 施設配置の検討

アからウまでの検討に基づき、施設配置、ゾーニング、諸室、設備計画、動線について検討を行う。

エ 運営方針の検討

本施設の運営方針、運営体制、運営収支の検討を行う。検討にあたっては、通年の利用時に加え、国スポ等実施期間において特殊な運営に必要な場合も想定した検討を行う。

オ 概略図・ペース等の作成

アからウまでの検討を基に、概略図、基本計画図（配置、平面、断面、イメージ図等）の作成を行う。なお、図面作成においては、国の補助金や交付金を要望・申請する際の資料とすることを想定する。

カ 概算事業費の算定

これまでの検討を基に、整備費及び維持管理費について概算し、本事業に係る概算事業費及び収支計画について検討する。

キ 財源確保の精細な検討

民間資金、社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金、学校施設環境改善交付金等など国庫補助における精細な検討の支援を行う。

ケ 基本計画（案）の作成

検討結果をとりまとめ、基本計画（案）を作成する

(2) PPP/PFI 導入可能性調査・検討に係る支援

ア 事業スキームの検討

本事業において想定される官民連携パターンの整理を行う。

イ マーケットサウンディングの実施

本事業における事業スキームの実現可能性を確認するため、マーケットサウンディングを実施する。

- 本事業への参画が想定される民間事業者等を対象とする。
- 原則、対面によって実施するものとし、必要に応じてオンライン会議システムを活用し実施する。
- 適切な時期に、適切な方法で、効果的かつ効率的な官民対話をを行う。
- 本業務において実施する官民対話の内容については、受託者が記録を取る。

ウ VFMの算定

想定されるスキームを踏まえ、4(1)カの収支結果を基に、パターン毎のVFMを検討する。

エ 検討結果のとりまとめ

検討結果を取り纏め、PPP/PFI 導入方針の決定について支援する。

(3) 有識者委員会の運営支援

基本計画作成及び PPP/PFI 導入検討に向けて、沖縄県が設置する各分野の有識者で構成される会合の運営について、以下の業務を支援する。

ア 委員会の委員選定支援

イ 委員会の開催企画支援

委員会に必要な資料を作成のうえ、対面開催を原則として、適切な時期に年4回実施する。

ウ 委員会の開催支援

委員会開催に係る各委員への案内、会場及び移動手段の確保、資料印刷、委員からの質疑への対応、謝金及び旅費並びに会場使用料の支払、議事録の作成を行う。

(ア) 委員数：5名

(イ) 委員謝金：10,000円（一人当たり日額（税込））

(ウ) 委員旅費：県の旅費に関する規定による。

(エ) 開催場所：那覇市内

(4) その他本事業を実施するに当たり必要となる事項に対する支援

本事業実施に関連して必要となる沖縄県が実施すべき事項について、隨時適切に助言及び支援を行う。

5 打ち合わせ等

本業務を円滑に遂行するため、対面又はオンライン会議システムにて、打ち合わせを月4回実施する。対面の場合は、原則沖縄県庁で実施し、オンライン会議システムの場合は、受託者においてミーティングを設定すること。

打合せに用いる資料等については、委託者が指示する期日までに提出すること。

受託先において、打合せ内容のメモを作成し、県の確認を得ること。

6 提出書類

受託者は本業務の遂行に当たり、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 業務着手時

ア 着手届

イ 業務担当者名簿及び履歴

ウ 業務工程表

エ 協力企業一覧

(2) 隨時（その都度）提出

ア 打ち合わせ議事録

イ サウンディング議事録

ウ 有識者委員会議事録

エ 4の業務で作成する資料及びこれらの根拠となる調査・検討資料

オ 打ち合わせ議事録に基づき指示があった資料等

(3) 完了届

(4) 成果品

ア 本業務に係る全ての書類

イ 業務実施報告書：3部

ウ 上記に係る電子データを収録した電子媒体：一式

※電子データ一式については、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint（それぞれ最新のバージョンで作成したもの）等で編集可能なファイル形式及び PDF（Adobe Acrobat Reader で閲覧可能なもの）形式の両方で保存するものとする

(5) その他必要な書類

7 提案総額の上限額及び経費の計上

(1) 提案にあたっては、55,800,000円（消費税込）を上限として見積もること。

なお、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるここと。

(2) 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費とすること。

(3) 一般管理費については、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一割の支払いを認められた間接経費とすること。

(4) 各経費は税抜価格とし、別途消費税額を併記すること。

(5) この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

8 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は、受託者の適切な管理のもとで再委託の業務を進めることができ、かつ、高度又は専門的な知識・技能を必要とし、受託者が直接実施することが困難な場合又は再委託することにより事業の効率化やコスト縮減が図れる等合理的理由がある場合に限るものとする。

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務等を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 通訳、翻訳の業務

イ その他、簡易な業務

(ア) 旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務

(イ) 資料の収集・整理

(ウ) 複写・印刷・製本

(エ) 原稿・データの入力及び集計

(オ) その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 著作権等

本委託業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとする。

報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者から承諾を得る等の作業を行うこと。

10 留意事項

(1) 受託者（再委託の者を含む。）は、沖縄県が実施する沖縄県総合運動公園水泳場整備等に関する事業に応募又は参画してはならず、応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等（民間事業者が実施する企画提案、提案書作成等に関与することを指しており、関与の制限については本事業の落札事業者又は優先交渉権者の決定までとする。）となってはならない。また、受託者（再委託の者を含む。）と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者も同様とする。なお、「資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者」とは、会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

(2) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報及び成果について、その一切を他に漏らしてはならない。

- (3) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は提供する。受託者は、貸与又は提供された資料等を第三者に提供してはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に明記されてない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (5) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。
- (6) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項の取扱いについては、県と受託者双方で協議して取り決めるものとする
- (7) 本事業の実施にあたり、PFI法第6条第1項に基づく提案書の提出があつた場合、関連業務について変更協議を行うものとする。

以上